魚津市告示第193号

魚津市物品購入等入札参加資格者選定要綱の一部改正について

魚津市物品購入等入札参加資格者選定要綱（平成16年魚津市告示第７号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月21日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
第１条・第２条　（略）	第１条・第２条　（略）
（入札参加資格審査の申請）	（入札参加資格審査の申請）
第３条　入札に参加しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。	第３条　入札に参加しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　（略）	（３）　使用印鑑届
（４）　（略）	（４）　（略）
（５）　（略）	（５）　（略）
（６）　納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税又は所得税並びに申請者の住所又は所在地の市町村税に係るもの）	（６）　（略）
２　申請書は、平成15年度並びに平成18年度及び平成18年度から起算して２年度又は２の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の11月１日から12月15日までに市長に提出しなければならない。	（７）　納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税又は所得税並びに魚津市より賦課された税に係るもの）
３　（略）	２　申請書は、平成15年度並びに平成18年度及び平成18年度から起算して２年度又は２の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の１月４日から１月末日までに市長に提出しなければならない。
第４条・第５条　（略）	３　（略）
（変更の届出）	第４条・第５条　（略）
第６条　入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに変更届出書を提出しなければならない。	（変更の届出）
（１）－（４）　（略）	第６条　入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに変更届出書を提出しなければならない。
第７条　（略）	（１）－（４）　（略）
（営業の承継等）	（５）　使用印鑑
第８条　入札参加資格者から当該営業の一切を譲り受けた者、入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者又はこれらに準ずると認められる者は、申請書に次に掲げる書類を添付し提出することにより、入札参加資格の認定を受けることができる。	第７条　（略）
（１）・（２）　（略）	（営業の承継等）
（３）　（略）	第８条　入札参加資格者から当該営業の一切を譲り受けた者、入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者又はこれらに準ずると認められる者は、申請書に次に掲げる書類を添付し提出することにより、入札参加資格の認定を受けることができる。
（４）　（略）	（１）・（２）　（略）
	（３）　使用印鑑届
	（４）　（略）
	（５）　（略）

改正後	改正前
（５）　（略） （６）　納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税又は所得税並びに申請者の住所又は所在地の市町村税に係るもの） ２・３　（略）	（６）　（略） （７）　納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税又は所得税並びに魚津市より賦課された税に係るもの） ２・３　（略）

附　則

この告示は、公表の日から施行する。